

当麻町森林整備計画

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日
(令和 7 年 4 月 1 日変更)

当 麻 町

経過計画変更の理由と始期

1 変更理由

上川南部地域森林計画の変更（令和 6 年 12 月 6 日変更）に伴い、当該計画に適合した内容の見直し及び、全地域森林計画区において、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害対策の方針などについて見直し。

2 変更内容

3 変更始期

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
2	樹種別の立木の標準伐期齢	6
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき 旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他間伐及び保育の基準	14
4	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	17
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	作業路網の整備に関する事項	19
2	その他必要な事項	20
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	21
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	21
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5	その他必要な事項	21
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	22

1	森林施業の共同化の促進方向	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	22
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
Ⅲ	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	25
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等	25
2	鳥獣による森林被害対策の方法	25
3	林野火災の予防の方法	26
4	森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項	26
5	その他必要な事項	26
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	27
4	その他必要な事項	27
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	27
1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
3	森林の総合利用の推進に関する事項	28
4	住民参加による森林の整備に関する事項	28
5	その他必要な事項	28

別 表 1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

別 表 2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

別 表 3 鳥獣害防止森林区域

参考資料 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

(一般民有林及び道有林)